令和８年８月

農業委員会議議事録

開 催 日：令和８年８月２５日（火）

場　　所：越谷市農業技術センター２階
　　研修室

開会時刻：午前　９時５５分

越 谷 市 農 業 委 員 会

１．開催年月日　　令和　８年８月２５日（ 火 ）

２．開催場所　　越谷市農業技術センター　２階研修室

３．農業委員出欠状況

議席	氏　　名	出欠	議席	氏　　名	出欠
1	三ツ木　宗　一	出	8	豊　田　佳　樹	出
2	石　塚　健　造	出	9	小　林　　博	出
3	田　口　　勲	出	10	中　島　　満	出
4	坂　巻　慎　一	出	11	瀬　尾　　守	出
5	白　鳥　みどり	出	12	金　子　繁　雄	出
6	山　﨑　保　夫	出	13	小野寺　美佐子	出
7	荻　島　元　治	出	14	山　﨑　明　美	出

４．農地利用最適化推進委員出欠状況

議席	氏　　名	出欠	議席	氏　　名	出欠
1	小早川　久　夫	出	8	飯　髙　　進	出
2	川　上　政　己	出	9	齋　藤　晃　一	出
3	今　井　富士雄	出	10	鈴　木　喜　雄	出
4	林　　信　雄	出	11	川　上　嘉　夫	出
5	岡　安　昇　治	出	12	松　沢　浩　之	出
6	須　賀　英　夫	出	13	原　田　　正	出
7	高　島　　豊	出			

５．出席者　　事務局長　　中　村　清　彦
　　統括主幹　　上　原　　誠
　　主　　幹　　窪　田　知　美

（説明員）　開発指導課長　　田　中　克　尚

６．議　事

① 議事録署名人の指名

② 議　案

第１号議案　農地法第３条第１項の規定による許可について

第２号議案　農地法第４条第１項の規定による許可申請の意見決定について

第３号議案　農地法第５条第１項の規定による許可申請の意見決定について

第４号議案　農地法第１８条第１項の規定による許可申請の意見決定について

③ 報　告

第１号報告　農地法第３条の３の規定による届出の受理について

第２号報告　農地法第４条第１項第７号の規定による届出の受理について

第３号報告　農地法第５条第１項第６号の規定による届出の受理について

第４号報告　農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について

７．議　長　　越谷市農業委員会会長　　金　子　　繁　雄

８．閉会時刻　　午前１０時４６分

９．会議の内容

事　務　局　長	皆様、おはようございます。定刻前でございますが、皆様おそろいでございますので、ただいまより越谷市農業委員会会議を開会いたします。 開会に当たりまして、金子会長からご挨拶をお願いいたします。
会　　長	おはようございます。今日もご苦労さまです。 先日の研修と、また暑気払いにご参加いただきましてありがとうございます。研修もいつもだとすごく暑くて、例年だとスロープの陸橋が非常に暑くて大変だったのですけれども、今年は思ったよりも涼しくて、７月の終わりから、夏の割には例年から比べると大分過ごしやすかったのですけれども、昨日から急にまた暑くなって、今日は九州のほうとかで40度、酷暑日、熊谷で39度とかに上がるということで、また例年どおりに暑くなってきました。 また、気候が定まらずに、この間のお盆の時期に大雨が降りまして、越谷はおかげさまで、一時的には結構降りましたけれども、その割に水が出るとかそういうのがなくて、この間のさいたま市だとか戸田市とかと同じような雨量が観測されると、この地域も水が出るということで、そのために遊水池、そこの遊水池で何人か耕作している人いますけれども、この辺の大雨に対処するための遊水池が、農家の皆さんの協力で何とかできるのかなと思います。うちのほうも綾瀬川の端なので、遊水池つくってほしいです。増林で水が出たって大騒ぎしていますけれども、そのときには必ず出羽のほうも大水で、特にうちのほうは小字が沼というので、やっぱり地名はそのとおりで、沼とかそういうところはやっぱり水が出るのは逆に水が豊富だということです。今、西のほうで渇水しているところもありますけれども、うちのほうは要らない水をどんどん上のほうから流してくるので、大雨というと必ず大水になります。 この間、テレビで田んぼダムの話ししていましたけれども、畦越えで水を流してくれれば、今言ったように田んぼダムなので、うちのほ

うに流れてくる水も多少減るのですが、堰を開けてしまうと浸水してしまいます。田んぼダムということで、少しずつ畦越えで来るのはしようがないのですけれども、そんな話も、今回の千葉のようにあれだけ降られてしまったら田んぼダムは効果ないです。水は低いところに集まるので、100ミリも１時間に降ったらもうどうにもならないということで、うちのほうはいつも、お盆のときも大雨が降って、この間も降ったので、すぐに見に行ったら綾瀬川に落ちている七左衛門川が大分いっぱいになりました。それで止まったのでよかったけれども、また次の日降ったので、また見に行ったら、何とか穂だけでも出ていれば、水が穂の上にかぶってしまうとごみも上に乗ってしまい、稲刈りが大変なので、千葉のほうは結構その水害の関係で、米を刈るといっても収穫が大変かなと思っております。やっぱりそういうことを経験していると大変さは分かるのですけれども、普通に水が出たのでは、二、三日で水が引けば大丈夫だというけれども、やっぱり穂の上に乗ってしまうとごみがすごいので、コンバインを壊す原因になるのかなと思っております。

また、これから１か月暑さが続くそうですが、まだ、利用状況調査が終わっていない方はこれからやるのかと思いますけれども、ぜひ体には十分、車にいたって熱中症になりますので、ぜひ体調に気をつけて、利用状況調査をしていただきたいです。

また、稲刈りが始まります。１週間遅れているとは言ったのですが、また少し暑さが戻ってきたので、多少１週間よりは早まったのかなと思いますので、暑さが厳しいので、十分体調に気をつけて農作業に励んでいただければと思います。元気の出ない稲刈りになりますけれども、米の価格が安くて、新潟が１万8,500円だという話で、千葉のほうも今出しているけれども、新米のほうが安いという、古米のほうが高いという逆現象で今朝もニュースでやっていました。まだ越谷の場合は米が出ませんけれども、業者は買いたくないらしいので、買うにしても金額が非常に安そうな話をしていましたので、希望が出ない稲刈り、体調も崩さないように頑張っていただければと思います。

話まとまりませんけれども、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。慎重審議よろしくお願いします。

事　務　局　長　ありがとうございました。

本日は、全員ご出席でございますので、総会は成立しております。

それでは、越谷市農業委員会総会会議規則の規定によりまして、金子会長に議事の進行をお願いいたします。

議　　長　ただいまより開催いたします。

まずは、本日の議事録署名委員ですが、総会運営申合せ事項により、私から５番の白鳥委員、６番の山﨑委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、第１号議案　農地法第３条第１項の規定による許可についての審議に入りますが、第１号議案の１番は議事参与制限のある案件でございます。したがいまして、農業委員会等に関する法律第31条第１項の規定により、●番の●●委員は退席を願います。

（●番　●●委員退室：午前10時03分）

議　　長　ここで暫時休憩いたします。

（休憩時刻：午前１０時０３分）

（再開時刻：午前１０時０４分）

議　　長　休憩前に引き続き会議を開きます。

第１号議案の１番について事務局から説明願います。

統　括　主　幹　議案書の１ページを御覧ください。

第１号議案　農地法第３条第１項の規定による許可についての１番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、１番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は２万1,825平方メートルです。通作距離は0.2キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め７名です。

本件は、農地法第３条第２項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

事務局からは以上です。

議　　長	ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を推進委員12番の松沢委員よりお願いいたします。
１２番推進委員 （松沢委員）	１番の件について申し上げます。 ８月17日に現地を確認いたしました。申請地の現況は畑で、農地として適正に管理されておりました。申請許可の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者についても問題はありません。 以上、報告いたします。
議　　長	ありがとうございました。 ただいまの説明について質疑はございませんか。
全　　員	なし。
議　　長	質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。 続いて、採決を行います。 原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。 〔挙手全員〕
議　　長	挙手は全員でございますので、原案のとおり許可と決定いたします。 ここで暫時休憩いたします。 （休憩時刻：午前１０時０５分） （●番　●●委員入室：午前10時05分） （再開時刻：午前１０時０６分）
議　　長	休憩前に引き続き会議を開きます。 続きまして、第１号議案の２番についてご審議いただきます。 事務局より説明願います。
統　括　主　幹	議案書の１ページを御覧ください。 第１号議案　農地法第３条第１項の規定による許可についての２番について説明します。 番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。 それでは、２番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は４万4,913平方メートルです。通作距離は1.0キロメートル、農機具

は完備しております。農業従事者は、譲受人含め４名です。

本件は、農地法第３条第２項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

事務局からは以上です。

議　　長　ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を推進委員13番の原田委員よりお願いいたします。

１３番推進委員（原田委員）　２番の件についてご説明いたします。

８月17日に現地を確認いたしました。申請地の現況は田で、農地として適正に管理されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者についても問題ありません。

以上、ご報告いたします。審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全　　員　なし。

議　　長　質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議　　長　挙手は全員でございますので、原案のとおり許可と決定いたします。

続きまして、第２号議案　農地法第４条第１項の規定による許可申請の意見決定について、事務局より説明願います。

統括主幹　議案書の２ページを御覧ください。

第２号議案　農地法第４条第１項の規定による許可申請の意見決定について説明します。

番号、申請人氏名の順に読み上げます。

それでは、１番の概要ですが、転用目的は貸し駐車場です。転用理由といたしまして、申請地の周囲の住宅の増加や、農機具の搬入や営農作業が難しくなってきており、農地としての利用効率が低下してき

	ている中、今般、申請地を駐車場として貸してほしいとの要望が近隣住民や隣接工場からあったので、困っている方に協力できればと考え申請に及んだものです。 　続きまして、２番の概要ですが、転用目的は住宅の敷地拡張です。転用理由といたしまして、現在居住している住宅に庭スペースがなく、親族から相続した住宅敷地内に花や草木を育て庭づくりを楽しむためのスペースを確保するための申請です。 　以上２件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第２種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。 　事務局からは以上です。
議　　長	ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、１番について６番の山﨑委員、２番について坂巻委員よりお願いいたします。 　それでは、山﨑委員よりお願いいたします。
６　番　委　員 （山﨑（保）委員）	それでは、ご説明させていただきます 　１番の件ですが、８月13日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は貸し駐車場です。南側の出入口部分を除き既存のコンクリートブロックを利用することから、隣地に被害を及ぼすおそれがないと判断いたします。 　以上、報告いたします。ご審議よろしくお願いします。
議　　長	ありがとうございました。 　続いて、２番について坂巻委員よりお願いいたします。
４　番　委　員 （坂巻委員）	２番の件についてご説明申し上げます。 　８月13日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は住宅の敷地拡張です。北側は既設コンクリートブロック及びフェンス、西側は一体利用地のため防除はございません。東側はマウントアップ、南側は既設の波板を利用するため、隣地に被害を及ぼすおそ

れがないと判断します。

以上、報告いたします。よろしくお願いいたします。

議　　長　ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全　　員　なし。

議　　長　質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議　　長　挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第３号議案　農地法第５条第１項の規定による許可申請の意見決定についての１番から７番について、事務局より説明願います。

統括主幹　議案書の３ページを御覧ください。

第３号議案　農地法第５条第１項の規定による許可申請の意見決定についての１番から７番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、１番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦と子供２人、計４人で居住しておりますが、手狭になり、戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は両親及び養母の住む住宅にも程近く、子育てへの協力や両親及び養母の介護等、相互に支え合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、２番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、借人は現在市内の親族の所有する住宅に居住しておりますが、将来の子育て等のことを考え、自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、父親が所有する土地を借り受けできることになりました。申請地は両親の住む住宅にも近く、子育てや両親の介

護等、お互い支え合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、３番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦と子供１人、計３人で居住しておりますが、子育て等に十分な広さの確保できる自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、両親の住む住宅にも近く、両親の面倒や困ったときなどお互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、４番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、借人は現在、市内の賃貸住宅に夫婦と子供３人、計５人で居住しておりますが、子供の成長に伴い手狭になり、環境のよい場所で戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、父親が所有する土地を借り受けできることになりました。申請地は父親の住む住宅にも近く、将来父親に何かあったときにもすぐに駆けつけることもでき、子育てへの協力などお互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、５番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、譲受人は昭和22年に市外に本店を置き、主にセメント、生コン、土木及び建築に附帯する材料の製造及び販売を営む法人です。現在は、申請地に隣地する資材置場を使用していますが、近年頻発する地震対策による耐震補強工事や豪雨による浸水被害対策工事に伴い、コンクリートの需要が増加し、受注量が増えコンクリート資材の置場が不足している状態で、新たに資材置場を計画し、土地を探していたところ、申請地は既設資材置場からも近く、幹線道路へのアクセスもよい場所で、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、６番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、子育て等に十分な広さの確保できる自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地近くには保育園や小学校があり、両親の住む住宅にも程近く、両親の面倒や困ったときなどお互い助け合

える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、７番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、子育て等に十分な広さの確保できる自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地近くには保育園や小学校があり、おじの住む住宅にも程近く、おじの面倒や困ったときなどお互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

以上７件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第２種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議　　長　ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、１番については瀬尾委員、２番については６番、山﨑委員、３番については坂巻委員、４番については豊田委員、５番については白鳥委員、なお、６番、７番については私から説明いたします。

それでは、１番について瀬尾委員よりお願いいたします。

１１番委員（瀬尾委員）　それでは、１番の件についてご説明いたします。

８月17日に現地確認をしております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅であります。東側の出入口部分を除いて、周囲を新設及び既設コンクリートブロックで囲うため、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、ご報告します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　ありがとうございました。

続いて、２番について山﨑委員よりお願いいたします。

６番委員（山﨑（保）委員）　それでは、２番の件についてご説明いたしいたします。

８月13日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。西側、南側の出入口部分を除き、新設コンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断い

	たします。 ご審議のほどよろしくお願いします。
議　　長	ありがとうございました。 続いて、３番について坂巻委員よりお願いいたします。
４　番　委　員 （坂巻委員）	３番の件についてご説明いたします。 ８月13日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。南側出入口部分を除き、周囲に新設コンクリートブロックを設置するため、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。 以上です。よろしくお願いいたします。
議　　長	ありがとうございました。 続いて、４番について豊田委員よりお願いいたします。
８　番　委　員 （豊田委員）	４番の件について説明いたします。 ８月13日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。北側の出入口部分を除き、周囲に新設及び既設コンクリートブロックで囲うため、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。 以上、報告いたします。ご審議よろしくお願いします。
議　　長	ありがとうございました。 続いて、５番について白鳥委員よりお願いいたします。
５　番　委　員 （白鳥委員）	５番の件について説明します。 ８月13日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は資材置場です。東側の出入口部分を除き、周囲に新設コンクリートブロックを設置するため、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。 以上、ご報告します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議　　長	ありがとうございました。 続いて、６番及び７番について私から説明いたします。 ６番の件について説明いたします。 ８月17日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的

	は住宅です。北側の出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロックを設置するため、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。 以上、報告いたします。 続いて、７番の件について説明いたします。 同じく８月17日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。北側の出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロックを設置するため、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。 以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 ただいまの説明について質疑はございませんか。
全　　員	なし。
議　　長	質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。 続いて、採決を行います。 原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。 〔挙手全員〕
議　　長	挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。 続きまして、第３号議案の８番から13番について事務局より説明願います。
統　括　主　幹	議案書の４ページを御覧ください。 第３号議案　農地法第５条第１項の規定による許可申請の意見決定についての８番から13番について説明します。 番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。 それでは、８番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、手狭になり、十分な生活スペースの確保ができる自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地近くには小学校もあり、両親の住む住宅にも程近く、両親の老後の面倒や子育てへの手伝いなどお互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、９番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、子育て等に十分な広さの確保できる自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地近くには保育園や小学校があり、公園や商業施設なども整っていて、両親の住む住宅にも近く、両親の面倒や困ったときなどお互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、10番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、子育て等に十分な広さの確保できる自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地近くには保育園や小学校があり、公園や商業施設なども整っていて、両親の住む住宅にも程近く、両親の面倒や困ったときなどお互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、11番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦と子供１人、計３人で居住しておりますが、子育て等に十分な広さの確保できる戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地近くには保育園や小学校があり、公園や商業施設など生活環境も整っていて、両親の住む住宅にも程近く、両親の面倒や困ったときなどお互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、12番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の社宅に夫婦と子供２人、計４人で居住しておりますが、手狭になり、子育て等に十分な広さの確保できる自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は両親の住む住宅にも程近く、困ったときなどお互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、13番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、家財道具が増え手狭になり、将来子供を伸び伸びと育てられる

戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は祖父母の住む住宅にも程近く、困ったときなどお互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

以上６件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第２種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議　　長　ただいまの説明に関連して現地調査の結果並びに補足説明を、８番から12番について田口委員、13番について石塚委員よりお願いいたします。

それでは、８番から12番について田口委員よりお願いいたします。

３　番　委　員（田口委員）　それでは、８番から12番の件について説明をいたします。

まず８番の件です。

８月の17日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。南側及び西側は道路に面しており、北側は既存でコンクリートブロックが設置されております。東側は隣地と高低差がないことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断をいたします。

続きまして、９番の件について説明します。

同じく８月の17日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。南側出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断をいたします。

続きまして、10番の件について説明をいたします。

同じく８月17日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は住宅です。北側出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、11番の件について説明をいたします。

同じく８月の17日に現地を確認しております。申請地の現況は田及び畑、転用目的は住宅です。南側出入口部分を除き、道路部は土留め板、敷地の周囲をコンクリートブロックで囲むことから、隣地に被害を及ぼすのではないと判断いたします。

続きまして、12番の件について説明をいたします。

８月の17日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は住宅です。敷地の道路部は段差がなく、南側の出入口部分を除き、敷地の周囲をコンクリートブロックで囲むことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上５件、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　ありがとうございました。

続いて、13番について石塚委員よりお願いいたします。

２　番　委　員（石塚委員）　13番の件について説明します。

８月17日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。東側出入口部分を除き、周囲をコンクリートブロックで囲むことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全　　員　なし。

議　　長　質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議　　長　挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第４号議案　農地法第18条第１項の規定による許可申請の意見決定について事務局から説明願います。

統　括　主　幹

議案書の５ページを御覧ください。

第４号議案　農地法第18条第１項の規定による許可申請の意見決定についての１番について説明します。

番号、申請人氏名の順に読み上げます。

それでは、１番の概要ですが、本件は農地法第18条第１項に基づく農地の賃借権の解除が適当であるか及び第18条第２項各号に該当するか否かをご審議いただくものです。

農地または採草放牧地の賃貸借の当事者が農地等の賃貸借の解除や解約の申入れ等をする場合は、県知事の許可を受けなければならないこととされています。許可の対象は、農地等の賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約、更新拒絶の通知があり、今回の案件は、長期間にわたる賃貸借の解除を求める賃貸人からの許可申請です。当該農地は市街化区域内にあり、生産緑地地区の指定は受けてなく、宅地並み課税を受けています。また、現在は一部サツマイモ等が作付されており、賃借人が畑として適正に管理しています。

対象地の賃貸借契約書は現存しないものの、少なくとも60年以上前から賃貸人と賃借人の先代の時代から賃貸借契約がされています。賃借の対象地としていた農地は、越谷市大成町３丁目66番の田995平方メートルから、越谷市レイクタウン特定区画整理事業により平成16年２月１日発効の仮換地指定により、当該農地越谷市レイクタウン１丁目26番６の畑573平方メートルに換地されています。契約期間の定めはなく、年間借賃は１万3,000円で、平成26年から現在に至るまで賃借人による法務局への供託による支払いが継続されています。

賃貸人は、当該農地の賃貸借契約の解除を求め、賃借人に交渉を求め、平成30年には農地返還請求調停を申し立てましたが、調停不成立となり、その後も賃借人は賃料の供託を続けており、合意解約が不可能な状態が継続しています。

当該土地について、賃貸人は長男と同居する住宅の建築及び長男が開業予定している歯科診療所の建築という具体的な農地転用計画があり、当該地は市街化区域内であるため農地転用の届出で足りることか

	ら、農地法第18条第２項第２号に該当し、賃貸借契約を解除する旨の許可条件を満たしているものと考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 　なお、付け加えさせていただきますが、農業委員会が許可権者である埼玉県知事に申請書を提出する期限が申請受付から40日以内とされており、この期限を守らない場合、手続上の瑕疵として指摘を受けることが懸念されます。本件は令和８年７月29日に申請されており、令和８年９月７日が提出期限となります。期限が迫っておりますので、本会議における審議の終結にご協力をお願いいたします。 　事務局からは以上です。
議　　長	ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を石塚委員よりお願いいたします。
２　番　委　員 （石塚委員）	１番の件の現況について説明します。 　８月17日に現地を確認しております。周囲は住宅や共同住宅が建ち並ぶ市街化区域であり、対象地の現況は畑、現地には一部サツマイモが植えられており、適正に管理、耕作されておりました。 　以上、報告します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議　　長	ありがとうございました。 　ただいまの説明について質疑はございませんか。 　中島委員。
１　０　番　委　員 （中島委員）	基盤整備済みの農地の賃貸借契約ということで、何点か質問させていただきたいと思います。 　まず、固定資産税及び都市計画税はどのぐらいなのか教えていただきたいと思います。 　続いて、先ほども多少説明あったかと思いますが、本来区画整理をする段階で決着されているべき事案かと考えますが、レイクタウンの区画整理をする段階で話合いはされていたのかどうか、分かる範囲でお答えいただければと思います。よろしくお願いします。
議　　長 統　括　主　幹	事務局。 　固定資産税等の額につきましては、約35万円ということで申請人の

ほうからは伺っております。

それと、あと区画整理の事業のときに和解ができなかったのかという質問ですけれども、こちらにつきましてはヒアリングをさせていただいたときの話によりますと、当時金銭面での折り合いがつかないということで、賃貸借契約解除されないまま現在に至っているという話は聞いております。

以上です。

議　　長　　よろしいですか。

１０番委員（中島委員）　　はい。

議　　長　　ほかに。

全　　員　　なし。

議　　長　　ほかにないようですので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議　　長　　挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、報告でございます。

事務局より報告願います。

統括主幹　　それでは、報告させていただきます。議案書の６ページから７ページを御覧ください。

第１号報告　農地法第３条の３の規定による届出の受理について、１件の届出がありました。届出内容につきましては、議案書記載のとおりです。

続きまして、議案書の８ページを御覧ください。第２号報告　農地法第４条第１項第７号の規定による届出の受理について、３件の届出がありました。届出内容につきましては、議案書記載のとおりです。

続きまして、議案書の９ページを御覧ください。第３号報告　農地法第５条第１項第６号の規定による届出の受理について、５件の届出

	がありました。届出内容につきましては、議案書記載のとおりです。 　第１号報告、第２号報告及び第３号報告についての届出は、添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決によりこれを受理し、通知書を交付いたしました。 　続きまして、議案書の10ページです。第４号報告　農地法第18条第６項の規定による通知書の受理について、本件は農地の賃貸借契約の合意解約です。今回１件の通知がありました。内容につきましては、議案書記載のとおりです。 　報告事項は以上です。
議　　長	以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。 　慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。 　次回の農業委員会会議の開催日程でございますが、９月25日金曜日、午前10時から、この会議室で行います。
事　務　局　長	会長、議事をありがとうございました。 　それでは、閉会に当たりまして、荻島職務代理からご挨拶をお願いいたします。
職　務　代　理	本日、農業委員会出席ご苦労さまでございます。まだ暑い日が続くという予報が出ております。体に気をつけて、また来月の農業委員会出席よろしくお願いいたします。 　本日はご苦労さまでした。
事　務　局　長	ありがとうございました。 　本日の総会はこれにて閉会といたします。 （閉会時刻：午前１０時４６分）

上記のとおり相違ないことを証するため署名する。

令和８年　８月２５日

議　　長

署名委員

署名委員